資料３

令和７年度 ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）対策の強化について

京都市では、令和３年９月に策定した「第５次京都市男女共同参画計画」において、「ＤＶ対策の強化」を重点分野に掲げ、関係機関と連携を図りながら、相談・支援、啓発等の取組を総合的に推進してきた。

平成２３年１０月には、ＤＶ対策の中核施設として「京都市ＤＶ相談支援センター（以下「ＤＶセンター」という。）」を開所し、初期の相談から長期にわたる自立生活まで、継続した支援を行っている。

また、ＤＶ根絶のための市民への普及啓発や学校における人権教育の推進、緊急避難場所の確保など被害者の保護、児童相談所をはじめとする各支援機関とのネットワークの構築など自立支援の充実等にも取り組んでいる。

＜令和７年度の主な事業実績＞

１　相談体制等

⑴　ＤＶセンターにおける支援の状況（ＤＶセンターは女性のみ対象。）

ア　相談支援件数（件）

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
電話	５，１１７	４，８８５	４，８５１	４，９９７	５，３０５	４,９６７
来所等	９９２	１，０４８	１，０４７	１，１３８	１，２８５	１,２２３
緊急ホットライン	８６	１０４	６４	７７	５７	６９
合計	６，１９５	６，０３７	５，９６２	６，２１２	６，６４７	６,２５９

イ　ＤＶ被害者への支援状況（件）

	同行支援 代行支援	安全確保 （ ）はうち民間シェルター	保護命令の申請	ＤＶ相談証明書発行	うち住基閲覧制限	法律相談	カウンセリング
２年度	３２２	１７（５）	１１	３７１	１８５	４２	９０
３年度	３９４	１６（６）	１１	２６５	１７７	３５	６７
４年度	３９９	１６（９）	４	２８７	１９７	２８	７０
５年度	３５４	１４（８）	８	３０１	１９２	４５	７９
６年度	３８５	１４（１２）	２１	３４１	２２９	２６	８０
７年度	３５９	１４（８）	１７	３３０	２４０	４１	４７

ウ　相談者数（氏名が判明している方）と暴力の内容

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度	（相談者数に占める割合）
新規	375人	238人	248人	262人	265人	286人	
継続	453人	465人	423人	432人	439人	491人	
合計	828人	703人	671人	694人	704人	777人	
①身体的暴力	597人	504人	474人	432人	431人	479人	61.6%
②精神的暴力	772人	656人	641人	665人	681人	749人	96.4%
③経済的暴力	442人	372人	380人	377人	412人	327人	42.1%
④社会的暴力	333人	290人	294人	287人	306人	442人	56.9%
⑤性的暴力	188人	164人	163人	179人	176人	178人	22.9%
⑥子どもを巻添えにした暴力	541人	476人	453人	485人	483人	540人	69.5%
⑦その他	77人	27人	22人	10人	9人	7人	0.9%

エ　加害者との関係（人）

夫	元夫	内縁	元内縁	デートＤＶ		不明
				交際相手	元交際相手	
３９９ (51.4%)	３０４ (39.1%)	１０ (1.3%)	２４ (3.1%)	１５ (1.9%)	２２ (2.8%)	３ (0.4%)

約９割を夫・元夫が占める状況は、開所以降、変わっていない。

⑵　ウィングス京都における相談件数

ア　女性相談件数（件）

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
全相談件数	１，６２５	１，３５７	１，６６３	１，７９７	１，６７６	１，７６７
（※）全相談件数中女性への暴力に関する相談件数	５５０	３６７	５４９	４８０	３７４	３１８
うち女性への暴力専門相談件数	１１９	６２	１２９	９８	６８	４８

（※）のうちＤＶに関するもの

２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
３９７	３１２	４５８	４１３	３２７	３０３

暴力の種類（複数回答）

暴力の種類	７年度
身体的暴力	１４７
精神的暴力	２９３
経済的暴力	１４１
社会的暴力	８９
性的暴力	４７
子どもを巻き込んだ暴力	１４３
	８６０

イ　男性のための相談

種類	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
電話	２０	２０	２１	３６	５３	５２
予約電話	-	-	-	６５	５６	６３
面接	１８４	１４０	２１９	１３２	１４６	１４７
合計	２０４	１６０	２４０	２３３	２５５	２６２

DV に関するもの

種類	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
加害	４	８	１０	５	１５	４
被害	９	７	３	１７	９	１７
両方	０	０	１	１	０	１
その他	７	５	７	-	-	-
合計	１１	１３	２１	２３	２４	２２

暴力の種類（複数回答）

暴力の種類	７年度
身体的暴力	１１
精神的暴力	２１
経済的暴力	1
社会的暴力	4
性的暴力	0
子どもを巻き込んだ暴力	2
	３９

実施効果・評価

相談支援件数は、過去最多を更新した令和６年度から減少しているが、女性のための相談支援センター「みんと」の相談件数（1，６２９件）と合計すると、過去最高の７，８８８件となった。氏名の判明している相談者数は昨年度より増加しており、新規・継続支援数ともに以前増加傾向となっており、ＤＶ及び困難な問題を抱える女性支援ともに、問題が複合化・多様化また、支援が長期化の傾向にある。

また、７年度の特徴として、住基閲覧制限が増えたこと、また法律相談の利用が増えたことが挙げられる。なお、６年４月から保護命令制度の拡充により申立てが可能になった精神的暴力のみによる申立てはなく、すべてが身体的暴力を伴うものであった。

ウィングス京都のフェミニストカウンセラーによる「女性のための暴力相談」は年々利用が減少傾向にある。要因として、ＤＶが広く認知されつつあり具体的に行動を起こすためのサポートを望む方が多いこと、ＤＶセンターが地域に定着し機能していることから、様々な関係機関を通じて相談者が直接ＤＶセンターにつながっているものと考えられる。

２　被害者支援

⑴　民間シェルターへの支援

ア　京都市民間シェルター施設補助金

京都府家庭支援総合センター等で保護できない場合などに、ＤＶ被害者の安全確保のため一時避難を行う民間シェルターに対し、家賃補助を行う。

令和７年度実績：２，２６８，０００円（5室×１２か月）

イ　京都市民間シェルター事業費補助金

ＤＶセンターからの依頼に基づき、民間シェルターや母子生活支援施設がＤＶ被害者の緊急時における安全確保を行った場合に、運営団体に対して措置費を支給。

	補助金額	延べ日数	利用者数
元年度	１２０，７５０円	９日	３世帯９人
２年度	１９６，９２０円	１５日	５世帯１３人
３年度	２１３，７８０円	１９日	６世帯１２人
４年度	４０８，５９０円	３３日	９世帯１８人
５年度	３６１，６５０円	３０日	８世帯１６人
６年度	６７５，８９０円	１２３日	１５世帯３７人
７年度	1，０１４，０９０円	３３５日	１４世帯２２人

※うち６世帯はＤＶ以外の困難を抱える女性

ウ　京都市配偶者暴力被害者等支援補助金（民間シェルター・ステップハウス事業の補助）

民間シェルターの先進的な取組に対する国の補助金を活用し、インクルーシブ・ケアシステムを推進するための民間シェルター事業費と、民間シェルター退所後、就労・自活するにあたり、最長１年程度、スタッフの見守りがある環境で暮らすことができるステップハウス事業に対する補助金を交付。

令和７年度実績：２名が利用（それぞれ約５か月、約３か月）

実施効果・評価

公的シェルターだけでは対応できないニーズに応え、ＤＶ被害者の身の安全確保に寄与するとともに、ステップハウス事業により一時避難後すぐには自立できない方の中長期的な支援を実施することができた。

ア及びイの民間シェルターへの補助金については、みんとの開設に合わせ、ＤＶ以外の困難を抱える女性にも対象を拡大し、部屋数や補助期間を拡充するなど体制強化を図ったことで、より多くの被害者支援を実施することができた。

⑵　市営住宅優先入居

ＤＶ被害者の居住の安定による自立支援を目的として、ＤＶ被害者向けの市営住宅への優先入居を年４回（５月、７月、１０月及び１月）実施。

	募集戸数	応募件数	入居件数
元年度	３１	1	0
２年度	２４	2	2
３年度	３０	0	0
４年度	２３	2	2
５年度	２３	1	0
６年度	２４	4	3
７年度	２０	4	2

実施効果・評価

従来、入居要件として、保護命令や一時保護、母子生活支援施設等に入所中、などに該当する必要があったが、令和４年度から要件が緩和され、子など同居する親族がいる場合は、ＤＶセンターが発行するＤＶ相談証明等があれば可となった。さらに、令和７年度からは条例を改正し、単身の方もＤＶ相談証明等があれば可となった。対象は広がったが、入居要件を満たす場合であっても、希望地域の募集がない等の理由から入居実績は低調となっている。

⑶　ＤＶ被害者自立支援

ア　ウィングス京都におけるＤＶ被害者自立支援

ウィングス京都において、ＤＶ被害者の心身の回復を目的として、カウンセラーの助言と立ち合いの下、当事者同士で語り合う機会を提供する連続講座「わたしが私でいるために」や、読書を通じてトラウマの影響や自分を大切にするセルフケアを学ぶ「トラウマ・ケアの読書会」を実施した。

令和７年度実績：講座　　３回　延べ１５名
　　読書会　１０回　延べ１００名

実施効果・評価

ＤＶ被害者同士が集い、お互いの状況を分かち合うことで、自身に起きていることを整理し心身の回復を支える場を提供できたとともに、当事者のゆるやかなつながり作りにも寄与しており、今後も継続した支援を実施する。

イ　京都市ＤＶ相談支援センターにおけるＤＶ被害者自立支援

ＤＶセンターの利用者を対象に、加害者から避難し、新しい生活を始める中で気軽に参加できる催しを定期的に実施。ＤＶ被害者に有益な実務的なプログラムも交えながら、孤立しがちな被害者の回復過程における心理的サポートにも取り組んでいる。

令和７年度実績：開催２回、参加者数１１名

実施効果・評価

少人数で話しやすい雰囲気づくりにより、プログラムの最後には参加者同士で会話が弾む姿も見られるなど、ＤＶ被害者の居場所として機能している。被害者の状況や心身の回復具合に合わせ、ＤＶセンターから個別に声掛けをしているため、小規模な取組になっている。

３　市民への普及啓発

⑴　ＤＶ予防講座等

ア　基礎講座

ウィングス京都において、企業・教職員・団体向けの出前講座のテーマの１つとして設定　し、講座開催依頼に対応した。

令和７年度実績：出前講座　２件（市内の男子高校生）、参加者数２２５名

実施効果・評価

毎年実施する出前講座のテーマとして設定することで、一般市民等がＤＶの基礎知識を気軽に学べる機会を提供できた。

イ　対象者に応じたオーダーメイド型講座等

学生など若年層を含む幅広い年齢の市民にＤＶに関する正しい知識を周知するとともに、被害者の早期発見によって被害の深刻化を防ぐため、初期の相談に対応する関係者等を対象としたＤＶ予防講座を実施。また、若年層向けにデートＤＶ予防を啓発するＤＶＤやリーフレット「デートＤＶの基礎知識」を学校や警察からの依頼に応じて提供している。

令和７年度実績：講座６回、参加者数６８６名（中学校５、小中学校１）

実施効果・評価

ＤＶの基礎知識とあわせて、あらゆる人間関係に通じることとして、互いに尊重し、対等で心地よい関係を構築することの重要性を伝えた。ＤＶ啓発については若年層へのアプローチが重要であるため、ニーズを掘り起こしながら、引き続き実施する。

⑵　「女性に対する暴力をなくす運動（１１月１２日～１１月２５日）」期間中の取組

期間中に、幅広い層への周知・啓発を目的として、様々な取組を実施。パネル展示においては、家庭内で発生する暴力に対し効果的に啓発を行うため、児童虐待防止と共同で実施した。

- パープルリボンキャンペーン（京都タワーライトアップ）
- 京都市役所ライトアップ
- 市役所分庁舎、各区役所、ゼスト御池等でのパネル展示
- ウィングス京都におけるパープルリボン月間 『暴力に抗して～街で知る、つながる、考える～ 』の実施（11/1～30）
 （トークイベント、御射山公園をパープル色の花で彩るイベント、写真展等）
- 地下鉄広告
- リビング京都への広告掲載
- きょうとＳＤＧｓネットワークメルマガ
- ＳＮＳでの発信（市公式ＬＩＮＥ・子どもはぐくみ局『はぐく～もKYOTO』Instagram）

実施効果・評価

ＤＶ防止について性別、年齢を問わず広く周知を行った。若年層、子育て世代、高齢者等、対象を絞った効果的な啓発もさらに検討する必要がある。

４　関係機関との連携協力

ＤＶ被害者支援を円滑に実施するため、様々な関係機関と連携協力し、事案に即した具体的な支援策の協議や取組の連携の促進を図っている。

- 府市合同により３４機関で構成されている「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都協議会」において、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会を開催。同協議会の主催により、ＤＶをテーマとしたシンポジウムを毎年開催している。
 ＜令和7年度＞１１月１３日　オンラインにて
 講演　「身近な人のＤＶに気づくために～デートＤＶの実態と対応～」
 講師　阿部真紀氏（認定 NPO 法人エンパワメントかながわ理事長）
- 市内を所管している警察署及び京都府警察本部生活安全対策課と被害者の安全確保に係る会議を開催。
- 個々の実情に応じ、よりよい支援の向上に資するため、弁護士との連絡会を開催。
- 加害者プログラムの受講希望があれば、京都府の事業を紹介。